

島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱

平成23年4月1日農畜第109号
平成24年4月6日一部改正
平成25年5月16日一部改正
平成27年4月10日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月13日一部改正

(趣旨)

第1条 県が交付する環境保全型農業直接支払交付金及び日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金）については、環境保全型農業直接支払交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10955号農林水産事務次官依命通知）、日本型直接支払推進交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2222号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付要綱」という。）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 規則第3条による交付金の名称、目的、交付の対象である事業の内容及びその交付の率は、別表のとおりとし、予算の範囲内において市町村に交付するものとする。

2 事業にかかる実施要件は、「環境保全型農業直接支払交付金実施要綱」（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知。以下「交付金実施要綱」という。）及び「環境保全型農業直接支払交付金実施要領」（平成23年4月1日付け22生産第10954号農林水産省生産局長通知。以下「交付金実施要領」という。）並びに「日本型直接支払推進交付金実施要綱」（平成28年4月1日付け27農振第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金実施要綱」という。）及び「日本型直接支払推進交付金実施要領」（平成28年4月1日付け27生産第2855号農林水産省生産局長通知及び27農振第2219号農林水産省農村振興局長通知。以下「推進交付金実施要領」という。）によるほか、農林水産省生産局長通知による実施要領の運用等の規定によるものとする。

(流用の禁止)

第3条 別表の事業の欄に掲げる事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(交付の申請)

第4条 規則第4条による交付金の交付を申請しようとする者が知事へ提出する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、提出期限は、知事が毎年度別に定めるものとする。

(交付決定前着手届)

第4条の2 規則第5条による交付決定前にやむを得ず事業に着手しようとする場合には、別記様式第1号の2による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第5条 規則第9条による知事の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号による変更承認申請書を知事に速やかに提出しなければならない。ただし、別表に定める軽微な変更については、この限りではない。

(概算払請求)

第6条 概算払いにより交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第7条 市町村長は、交付金の交付の決定に係る年度の第3四半期の末日現在の事業の遂行状況を別記様式第4号の事業遂行状況報告書により、当該四半期の最終月の翌月の20日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第10条により知事に提出する実績報告書は、別記様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書は、対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は規則第5条の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(財産の処分の制限及び管理)

第9条 規則第13条第1項第4号による機械及び重要な器具で知事が指定したものは、1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とし、その処分を制限する期間(以下「処分制限期間」という。)は推進交付金交付要綱第20の2に定めるところによる。

2 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。なお、当該財産のうち前項に規定する財産については、処分制限期間内において知事の承認を受けて処分したことにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

3 取得財産等で処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(帳簿及び証拠書類)

第10条 市町村長は、交付事業の内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第11条 市町村長は、交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第7号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(附則)

1 本要綱は平成23年4月1日から施行し、平成23年度交付金等より適用する。

(附則)

1 本要綱は平成24年4月6日から施行し、平成24年度交付金等より適用する。

(附則)

1 本要綱は平成25年5月16日から施行し、平成25年度交付金より適用する。

2 平成25年度においては、交付決定の日にかかわらず、当該年度に発生した経費について、助成するものとする。

(附則)

1 本要綱は平成27年4月10日から施行し、平成27年度交付金より適用する。

(附則)

1 本要綱は平成28年4月1日から施行し、平成28年度交付金より適用する。

(附則)

1 本要綱は平成29年4月1日から施行し、平成29年度交付金より適用する。

(附則)

1 本要綱は平成30年4月1日から施行し、平成30年度交付金より適用する。

(附則)

1 本要綱は令和2年4月1日から施行し、令和2年度交付金より適用する。

(附則)

1 本要綱は令和3年4月13日から施行し、令和3年度交付金より適用する。

別表(第2条関係)

事業	目的	交付金の交付先	経費の内容	交付率等	軽微な変更	
					経費配分の変更	事業内容の変更
					次に掲げる変更以外の変更	
1 環境保全型農業直接支払交付金	地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む活動に対して、当該活動の実施に伴う追加的コストを支援し、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させる。	市町村	交付金実施要綱別紙第1により市町村が対象農業者団体等に対して環境保全型農業直接支払交付金を交付するために要する経費	市町村事業費の3/4以内		1 交付金の増 2 交付金の30%を超える減
2 日本型直接支払推進交付金 (環境保全型農業直接支払交付金)	市町村が行う環境保全型農業直接支払交付金にかかる交付金交付や、活動の履行確認等の適正かつ円滑な実施を促進する。	市町村	推進交付金実施要綱別紙3の第2の規定に基づいて市町村が行う事業に要する経費	定額		1 交付金の増 2 交付金の30%を超える減

別記様式第1号（第4条関係）

年度島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名

年度において別紙のとおり事業を実施したいので、島根県環境保全型農業直接
支払交付金等交付要綱第4条に基づき、金 円の交付を申請します。

※添付書類

- ・別紙様式1
- ・交付金実施要領第8第1項（1）に規定する営農活動計画書（共通様式第3号（別添1別添2を除く）及び3号事業様式（環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書））の写し（※日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金）のみの場合は除く）

注：日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金）の申請をする場合は、推進交付金実施要綱第3の3に規定する市町村推進事業実施計画を予め提出（又は添付）すること。

別紙様式 1

1. 事業の目的

2. 事業計画（又は実績）及びその内容

(1) 環境保全型農業直接支払交付金

取組（又は実施）件数		(単位：a, 円)		
対象取組	取組面積	交付金	うち	
			国費	県費
堆肥の施用				
カバークロープ				
リビングマルチ（小麦、大麦、イタ リアンライグラス以外）				
リビングマルチ（小麦、大麦、イタ リアンライグラス）				
草生栽培				
不耕起播種				
長期中干し				
秋耕				
有機農業（加算あり、雑穀等以外）				
有機農業（加算なし、雑穀等以外）				
有機農業（雑穀等）				
除草剤代替技術（本田の機械除草） による雑草対策				
冬期湛水管理（有機質肥料施用、畦 補強等実施）				
冬期湛水管理（有機質肥料施用、畦 補強等未実施）				
冬期湛水管理（有機質肥料未施用、 畦補強等実施）				
冬期湛水管理				
合 計				

(2) 日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金）

区分		備考
1. 促進計画の策定	(策定時期)	
2. 推進・指導	(活動内容)	
3. 確認事務	(確認時期及び確認件数)	
4. その他の推進事務	(活動内容)	

3. 経費の配分

(単位：円)

区分	交付金に係る事業 に要する経費 (又は要した経費)	負 担 区 分		
		国の交付金	県の交付金	市町村費
1. 環境保全型農業直接支払交付金				
2. 日本型直接支払推進交付金 (環境保全型農業直接支払交付金)				
(1) 促進計画策定事務に要する (又は要した) 経費				
(2) 推進・指導事務に要する (又 は要した) 経費				
(3) 確認事務に要する (又は要し た) 経費				
(4) その他対策の必要な確認事務 に要する (又は要した) 経費				
合 計				

4. 事業完了予定 (又は事業完了) 年月日

年 月 日

別記様式第1号の2

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名

年度島根県日本型直接支払推進交付金（環境保全型農業直接支払交付金）
交付決定前着手届

標記推進交付金について、下記のとおり交付決定前に事業着手したいので、届け出ます。
記

推進事業実施 計画書提出日 年 月 日	推進事業費 (千円)	着手予定 年 月 日 年 月 日	完了予定 年 月 日 年 月 日

【交付決定前着手が必要な理由】

※推進事業実施計画書とは、推進交付金実施要綱第3の3に規定する市町村推進事業
実施計画をいう。

別記様式第2号（第5条関係）

年度島根県環境保全型農業直接支払交付金等変更承認申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業の実施について、別紙のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕た
いので、島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱第5条に基づき申請します。

注：金額の変更のない場合は〔 〕の部分は除くこと。

※添付書類

- ・別紙様式1
- ・変更内容が確認できる書類の写し

注： 交付金交付の決定に係る内容及び経費の配分並びに変更後の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

島根県知事 様

市町村長 氏 名

年度島根県環境保全型農業直接支払交付金等概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱第6条に基づき、下記により金 円を概算払いによって交付されたく申請します。

記

(単位：円)

交付金の名称	交付決定額	月 日 現在出来高 (%)	交付金			事業完了 予 定 年 月 日
			既受領額	今 回 請求額	残 額	
1. 環境保全型農業直接支払交付金		(%)				
2. 日本型直接支払推進交付金 (環境保全型農業直接支払交付金)		(%)				
計		(%)				

※ 交付金実施要領第8第5項に規定する様式第10号を提出していること

別記様式第4号（第7条関係）

年度島根県環境保全型農業直接支払交付金等遂行状況報告書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱第7条に基づき、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

区 分	計 画 (A)	事業の遂行状況			
		第3四半期までに完了した もの		第4四半期以降に実施す るもの	
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日
環境保全型農業 直接支払交付金	円	円	%	円	
日本型直接支払 推進交付金（環境 保全型農業直接 支払交付金）					
合 計					

別記様式第5号（第8条関係）

年度島根県環境保全型農業直接支払交付金等実績報告書

番 号
年 月 日

島根県知事 様

市町村長 氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、別紙のとおり実施したので、島根県環境保全型農業直接支払交付金等交付要綱第8条に基づき、その実績を報告します。

※添付書類

- ・別紙様式1
- ・第8第4項（1）アに規定する様式第8号のうち添付様式8の写し

注： 交付金交付の決定に係る内容及び経費の配分（変更された場合は変更後の内容等）並びに実績報告の内容及び経費の配分を比較対照できるように作成するものとし、事業計画及びその内容、経費の配分及び収支予算は変更となった部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。